

第13号議案

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

中部運動広場を廃止するため提案する。

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和43年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号及び第9号を1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「中部運動広場及び」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。